

上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」指定管理者募集要項

令和 7 年 10 月

上富田町振興課

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	1
5	業務の再委託	1
6	指定管理料又は町への納付金	2
7	欠格事項	2
8	選定審査対象からの除外	2
9	危険負担	2
10	公募及び選定スケジュール	2
11	申請の手続き	3
12	提出書類	4
13	審査及び選定	4
14	指定管理者の指定と協定書の締結	5
15	モニタリングの実施	5
16	更新制度	5
17	問い合わせ及び各種書類の提出先	5
18	その他	5

1. 指定管理者募集の目的

上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」（以下「産業振興施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、また、地元産業の振興を図るために、当該施設で町内特産品の販売、飲食物提供において地元の新鮮な食材が提供できるシステムを構築することにより、農林水産及び加工品の各種生産者の育成及び高齢農産者等の生産意欲の向上等、産業振興を通じた地域活性化に資することを目的とし、上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」の設置及び管理に関する条例（令和 2 年条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」
- (2) 所在地 上富田町生馬 523 番地の 3 先
- (3) 施設概要等
 - ①敷地面積 581.32㎡（駐車場、花壇を含む）
 - ②構 造 木造平屋建 1 棟、鉄骨造平屋建 1 棟
 - ③延床面積 79.66㎡
 - ④施設内容 産業振興・交流施設、駐車場、その他附帯施設
- (4) 開館時間及び休館日
 - ①開館時間 10時から17時まで
 - ②休 館 日 無休

なお、指定管理者は必要であると認めたときは、あらかじめ町長の承認を得て、休館日を変更、又は開館時間等を変更することができます。

3. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

この期間は上富田町議会での議決を経て正式な決定となります。

また、指定期間内においても、町長が管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消すことがあります。

この場合、指定管理者の損害に対して町は賠償しません。また、取り消しに伴う町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

4. 指定管理者が行う業務

指定管理者は、条例第 6 条に定める業務を行います。

具体的には、別添「上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参考としてください。

5. 業務の再委託

業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

ただし、清掃、警備及び設備の保守点検など、業務の一部について、あらかじめ町が承諾した場合は、この限りではありません。

6. 指定管理料又は町への納付金

(1) 指定管理料

町は指定管理料の負担をしません。売上金等の収入をもって管理・運営を行ってください。なお、過去3年間の収支状況は、仕様書のとおりです。

(2) 町への納付金

納付金については、売上金等の収入から、一定額を町へ納付する提案ができます。(別記様式4)

納付金の提案にあたっては、指定期間中の収支を勘案し、令和8年度の金額を明示してください。納付金の支払方法・時期等については、協定書に定めることとします。

7. 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者の指定を受けることができません。

また、申請の後、以下のいずれかに該当することとなった場合は、申請を取り消します。

- (1) 個人での申請
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことのある団体
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本町における入札参加を制限されている団体
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の手続きについて申立てがされ、この手続きが終了していない団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の未納がある団体

8. 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 選定委員会委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (6) 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (7) その他不正な行為があった場合

9. 危険負担

指定期間内における主なリスクについては、仕様書のとおりとします。

10. 公募及び選定スケジュール

(1) 募集要項及び仕様書等の配付、ホームページの掲載

10月14日(火)～11月4日(火)

(2) 現地説明会

10月28日(火)(予定)

(3) 質問受付

10月21日(火)～10月28日(火)

(4) 質問回答

11月5日(水)(予定)

(5) 申請書受付

10月14日(火)～11月4日(火)

(6) 選定委員会によるヒアリング

11月10日(月)(予定)

(7) 選考結果の町長報告

11月中旬(予定)

- | | |
|---------------|----------------|
| (8) 候補者の決定、通知 | 11月中旬 (予定) |
| (9) 指定の議案上程 | 令和7年12月議会 (予定) |

11. 申請の手続き

(1) 募集要項及び仕様書等の配付、ホームページの掲載

令和7年10月14日(火)から令和7年11月4日(火)までの間の午前8時30分から午後5時15分までの間(休日を除く。)に、振興課 農林水産班(⑦番窓口)にて配付及び上富田町ホームページに掲載します。

(2) 現地説明会

①日時 令和7年10月28日(火) 午後1時30分から

②場所 上富田町生馬523番地の3先 上富田町産業振興・交流施設「彦五郎」

③現地説明会への参加手続き

現地説明会参加申込書を、持参、郵送、ファックスにより振興課 農林水産班(⑦番窓口)まで申し込みを行ってください。

参加者は1申請団体につき2名までとします。

④現地説明会参加申込書の提出期間

令和7年10月14日(火)から令和7年10月21日(火)までの間の午前8時30分から午後5時15分までの間(休日を除く。)

⑤当日の気象条件(警報発表、台風接近等)から実施に支障が生じることが予想される場合は、日時を変更する場合があります。

(3) 質問の受付及び回答

①質問の受付

質問がある場合は、令和7年10月21日(火)から令和7年10月28日(火)まで(最終日は午後5時15分まで必着)に、募集に関する質問書により行ってください。

提出方法は、持参、郵送、ファックスとします。口頭による質問は受け付けません。

なお、提出した場合は、振興課 農林水産班(⑦番窓口)まで送付した旨の電話連絡をし、受付の確認を受けてください。

②回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、令和7年11月5日(水)に、すべての申請者に郵送で回答します。 ※申請をしなかった者は対象外

公募内容に関係のない質問、意見等についての回答は、いたしません。

(4) 指定申請書の提出

指定申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて令和7年10月14日(火)から令和7年11月4日(火)までの間の午前8時30分から午後5時15分までの間(休日を除く。)に振興課 農林水産班(⑦番窓口)に、持参または郵送してください。

郵送の場合、令和7年11月4日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

なお、申請書提出後に申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(5) 申請書類の取り扱い

①記載内容の変更等の禁止

受理した書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。ただし、町が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。

②返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、理由

の如何を問わず返却しません。

(6) 費用負担

申請に係る費用は、すべて申請者の負担とします。

12. 提出書類

(1) 申請を希望する団体（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください。

①上富田町公の施設の管理者指定申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

所定の様式に適宜記載してください。

ア．産業振興施設の性質又は目的の達成について

条例第5条第2項各号に規定する、地域産業の振興、地域住民の交流、地域情報の発信が、産業振興施設の性質又は目的を達成するための基準となります。この点に留意のうえ、事業計画を作成してください。

イ．実施体制及び組織

運営を行っていくうえで適切な人員配置を考慮した組織図、組織図に記載された職員すべての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、業務内容、必要な職能（資格、技能）、業務部門ごとの責任者の経験及び実績と、人材育成方針及び職員の研修計画等について記載してください。

③収支予算書（様式第3号）

1枚の収支予算書につき1年度（4月から3月まで）の収支予算を作成し、令和8年度から令和12年度までの5年間分を作成してください。

消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

④定款及び登記事項証明書の写し

⑤印鑑証明書

提出日において発行日から3カ月以内のもの

⑥前事業年度の貸借対照表及び財産目録、損益計算書、利益処分計算書

⑦団体の概要に関する書類（別記様式1）

⑧欠格事項における宣誓書（別記様式2）

⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

提出日において発行日から3カ月以内のもの

⑩提出書類のうち該当のないものについての申立書（別記様式3）

⑪令和8年度納付金提案書（別記様式4）

(2) 提出書類の作成上の条件及び構成条件

①募集要項、仕様書等に記載されていることを遵守すること。また、法令等に定められていることについては、遵守すること。

②落丁は審査対象外とする場合があるので、十分注意すること。

(3) 提出部数

正本1部及び副本（写し）10部。但し、選定作業等に当たって複製することがあります。

13. 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定については、識見を有する者および町の職員で構成する上富田町指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、申請者のうち欠格事項に該当しない者を対象

に提出された事業計画書等についての審査を行います。選定委員会は、この結果を町長に報告し、町長はこの報告を受けて指定管理者候補者を選定します。

また、選定委員会は、選定に際して、申請者に対し、質疑、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査の基準

選定委員会は、条例第5条の規定に基づき、総合的に判断するものとします。

詳細な基準については、選定委員会で決定します。

(3) 選定結果の通知

選定作業終了後、申請者全員に書面で通知します。

なお、選定結果についての問い合わせ、異議の申し立ては一切受け付けません。

14. 指定管理者の指定と協定書の締結

指定管理者候補者は、町議会での議決を経た後に町が指定管理者として指定を行い、協定を締結します。

15. モニタリングの実施

協定等により合意した事項が履行されているかの確認及びサービス向上に向けた業務改善に必要な情報の収集目的として、指定期間中の毎年度終了後に、モニタリングを実施します。

詳細は、モニタリングの手引きをご覧ください。

なお、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等について基準を満たしていない場合には、改善措置を講じるよう指導することがあり、さらに必要な場合には、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

16. 更新制度

産業振興施設は、上富田町指定管理者制度運用指針（令和2年9月）Ⅲ2⑥に規定する更新制度は導入しません。

17. 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒649-2192

上富田町朝来 763 番地

上富田町振興課農林水産班（⑦番窓口）

電話番号 0 7 3 9 （ 3 4 ） 2 3 7 0 （直通）

FAX番号 0 7 3 9 （ 4 7 ） 4 0 0 5

18. その他

（1）提出された書類は情報公開の請求により、上富田町情報公開条例に基づき開示することがあります。

（2）「7. 欠格事項（5）」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。